5. 9. 4
1629

勞秘第二九八七號
昭和五年九月二日

警視總監丸山鶴吉

内務大臣安達謙藏殿
社會局長官吉田茂殿
各廳府縣長官殿（參考 京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知 靜岡 福岡）

星製藥株式會社勞働爭議ニ關スル件（第二報）

要旨

(1) 會社側ニテハ未拂給料金案不能ニテ從ッテ作業殆ントナシ
(2) 左翼社員及職工ハ未拂給料支拂ノ爲メ京ビル處分權賣書ヲ受取リテ圖ラズ面ラ交渉中
(3) 勞働組合加入者ノ別途支拂ヒ未拂給料中一百五十圓ヲ受領九月十日金額支拂ノ約ヲ引續キ交渉中ナリ

a